

源泉所得税の改正のあらまし

平成 25 年 4 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
e-Tax（イータックス）ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成 25 年 3 月 30 日付で所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）が公布されました。

源泉所得税関係については、主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

- (注) 1 このパンフレットは、平成 25 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています（平成 25 年度税制改正に係る政省令の改正は平成 25 年 3 月に一部行われましたが、平成 25 年 4 月以降も行われる予定です。）。
- 2 このパンフレットにおける税率は、所得税と復興特別所得税の合計税率である旨を明示している部分を除き、所得税のみの税率となっています。所得税の源泉徴収を行う際は併せて復興特別所得税の源泉徴収を行うこととされていますので、ご注意ください。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が改正されました。

この改正は、**平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用**されます。

(1) 改正前の制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内で管理される上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）^(注)について、非課税口座を開設した日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年以内に得た次の所得については、所得税を課さないこととされています。

- ① 非課税口座内上場株式等の配当等（非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限ります。）
- ② 非課税口座内上場株式等の当該金融商品取引業者等への売委託等の方法により行う譲渡による譲渡所得等

(注) 非課税口座に受け入れられる上場株式等は、非課税口座を開設した日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間内に受け入れたものの取得対価の額の合計額が 100 万円を超えないもの等に限られます。

なお、この非課税措置は、平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用することとされています。

(2) 改正の内容

イ 非課税口座を開設することができる期間が、平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間（改正前：平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 3 年間）とされました。

ロ 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、非課税口座に非課税管理勘定^(注)を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年（改正前：非課税口座を開設した日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年）内に得た上記(1)①及び②の所得とされました。

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分するために下記ハにより設けられる勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等は、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間内に受け入れた次の上場株式等の取得対価の額（ロ）の上場株式等については、移管時における時価）の合計額が 100 万円を超えないもの等に限られます。

(イ) その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

(ロ) その非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

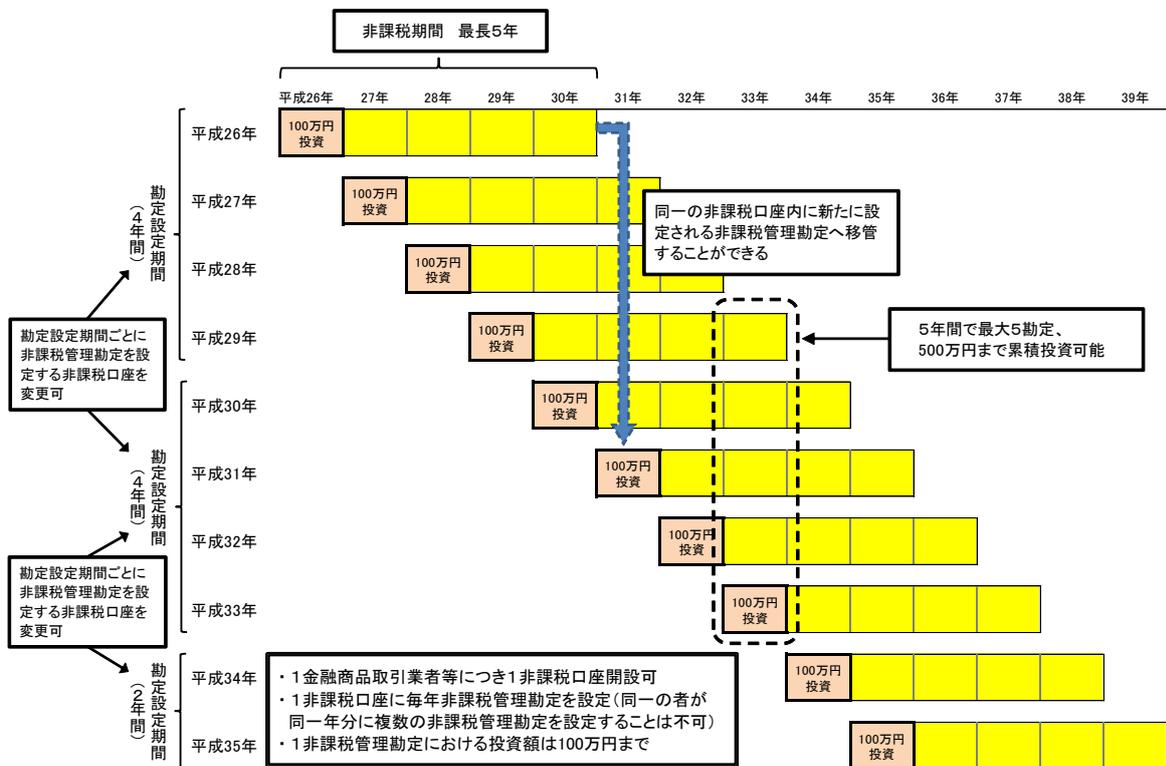
ハ 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書^(注)に記載された勘定設定期間（非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。）内の各年の1月1日（年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日）に非課税管理勘定を設けるものとされました。

(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類（住民票の写し等）を添付した交付申請書を、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとされています。

【非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概要】



2 平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

この改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（現行：平成25年12月31日）が平成29年12月31日まで4年延長されるなどの拡充が行われました。

4 利子等の支払者の本店等の移転があった場合には、移転前に支払った利子等に係る源泉所得税の納税地は、移転後の本店等の所在地とされました。この改正は、平成25年6月1日以後に利子等に係る源泉所得税を納付する場合について適用されます。

5 源泉所得税の納税地に異動があった場合の賦課決定の所轄庁及び異議申立先等の見直しが行われました。この改正は、平成 25 年 6 月 1 日から適用されます。

- (1) 源泉所得税に係る加算税の賦課決定及びその徴収につき、旧納税地を所轄する税務署長が納税地の異動の事実を知らないことにつきやむを得ない事情等があるときは、その税務署長がその賦課決定等を行うことができることとされました。
- (2) 源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの異議申立ては、新納税地を所轄する税務署長に対してすることとし、また、異議申立て後に納税地の異動があったときの異議決定は、新納税地を所轄する税務署長がすることができることとされました。
- (3) 源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの審査請求に係る書類の提出は、新納税地を所轄する国税不服審判所の支部にすることとされました。

6 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人が追加されました。この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人について適用されます。

7 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、国外において発行された公募株式投資信託で金融商品取引所又は外国金融商品取引所に上場されているものが追加されました。この改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。

8 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度については、一定の振替社債等の利子等を除き、その適用期限が撤廃されました。

<参考>

上場株式等の配当等及び源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る軽減税率は平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以後は 15.315%の源泉徴収税率が適用されます。

【上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率（所得税と復興特別所得税の合計税率）】

区分		支払確定日	
		～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～
個人	居住者	7.147% (他に住民税 3%の特別徴収)	15.315% (他に住民税 5%の特別徴収)
	非居住者（国内に恒久的施設を有する場合）	7.147%	15.315%
法人	非居住者（国内に恒久的施設を有しない場合）		

(注) 発行済株式の総数又は出資金額の 3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、上記のいずれの期間においても 20.42%（住民税なし）の税率により源泉徴収することとされています。

【源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率（所得税と復興特別所得税の合計税率）】

区分		支払確定日	
		～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～
個人	居住者	7.147% (他に住民税 3%の特別徴収)	15.315% (他に住民税 5%の特別徴収)
	非居住者（国内に恒久的施設を有する場合）	7.147%	15.315%

平成 28 年 1 月 1 日以後に適用される主な改正事項

1 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（以下「特定公社債等」といいます。）から生じる所得について、次のような改正が行われました。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

- (1) 平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外され、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。

なお、平成 28 年 1 月 1 日以後においても特定公社債等の利子等の金額に 15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税 5%を特別徴収）することとされています。

(注) 特定公社債等の利子等（源泉徴収（特別徴収）が行われたものに限ります。）については、確定申告を要しないものとするができます。

- (2) 平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者等が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得等については、非課税の対象から除外され、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。
- (3) 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。
- (4) 平成 28 年 1 月 1 日以後は、居住者等が取得する一定の特定公社債等を、特定口座に受け入れることができることとされました。
- (5) 平成 28 年 1 月 1 日以後に源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその損失の金額を控除した残額に 15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税 5%を特別徴収）することとされました。

2 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のもの（以下「一般公社債等」といいます。）から生じる所得について、次のような改正が行われました。

- (1) 一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税を維持することとされました。なお、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされました。
- (2) 平成 28 年 1 月 1 日以後に居住者等が一般公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得等については、非課税の対象から除外され、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。
- (3) 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける一定の金額については、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。なお、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされました。

3 割引債の課税方式

平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債については、発行時の 18%源泉徴収を適用しないこととされました。また、同日以後に個人又は普通法人等以外の内国法人若しくは外国法人に対して支払う割引債の償還金については、その支払時に、その償還金に係る差益金額^(注)に 15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税 5%を特別徴収）することとされました。

(注) 差益金額は割引債の区分に応じて一定の方法により計算することとされています。

4 金融機関等を受ける利子等に対する源泉徴収の不適用の特例等

金融機関が支払を受ける利子等、公共法人等及び公益信託等に係る利子等、非居住者又は外国法人が受ける振替公社債等の利子等については、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから、公社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とすることとされました。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。